令和７年　月　日公布

天龍村告示第42号

天龍村中小企業等原油価格高騰支援事業補助金交付要綱

　（目的）

第１条　この告示は、原油価格の高騰による影響を受け経営環境が悪化している村内の中小企業等を支援するため、予算の範囲内において、天龍村中小企業等原油価格高騰支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（平成９年天龍村規則第３号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）「光熱費」とは、電気代、ガス代をいい、「燃料費」とは、重油代、灯油代をいい、他者への販売を目的として購入したものを除いたものをいう。

（２）「中小企業等」とは、対価を得て行われる資産の売買又はサービスの提供等を繰り返し、継続かつ独立して行っている個人事業者又は法人とする。

（交付対象者）

第３条　交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。ただし、村長が特に認めたときは、この限りでない。

　（１）令和６年４月１日以降、個人事業者にあっては村内に住所を有し、法人にあっては村内に

事業所を有する事業者であり、かつ今後も引き続き１年以上事業を継続する意思があること。

（２）中小企業等が行っている事業が、別表に定めるいずれかの業種及びその要件に該当すること。

（３）前号の事業に係る税の申告を行っていること。

　（４）天龍村暴力団排除条例（平成23年天龍村条例第24号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

　（５）村税等を滞納していないこと。

　（補助対象経費）

第４条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付対象者がその業

務を行う上で令和６年４月から令和７年３月まで（以下「対象期間」という。）の間に村内の事

業所で使用した光熱費及び燃料費の合計額とする。ただし、購入に係る消費税及び地方消費税は

除くものとする。

　（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の10分の１以内とし、１事業者につき50万円を上限とする。

２　補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

３　この告示による補助金の交付は、一の補助対象者につき１回限りとする。

　（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の申請書（様式第

１号）に次に掲げる書類を添えて、令和７年５月７日までに村長に提出しなければならない。

　　（１）光熱費及び燃料費が確認できる書類

　　（２）事業を行っていることが分かる書類（最新の確定申告の写し）

　　（３）その他村長が必要と認める書類

　（交付及び交付額の決定）

第７条　村長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定

し、所定の交付決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

　（補助金の請求）

第８条　前条の規定による交付決定を受けた者は、速やかに所定の請求書（様式第３号）を村長に

提出しなければならない。

　（補助金の返還）

第９条　村長は、申請者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金

の交付の決定を取消し、又は既に交付した補助金を返還させるものとする。

　（その他）

第10条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、令和８年３月31日限り、その効力を失う。

別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 業　　種 | 要　　件 |
| 建設業 | 建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項に規定する許可を受けていること。 |
| 飲食業 | 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する次のどちらかの営業許可を受けていること。・旧法（令和３年６月改正前）第52条第１項における「飲食店営業」又は「喫茶店営業」・新法（令和３年６月改正後）第55条第１項における「飲食店営業」 |
| 宿泊業 | 旅館業法（昭和23年法律138号）第３条第１項に規定する許可を受けていること。 |
| 道路旅客運送業 | 道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条の規定により、一般旅客自動車運送事業の許可を受けていること。 |
| 農林業 | 日本標準産業分類（平成25年10月改定　平成26年４月１日施行）大分類A「農業、林業」に分類される事業者であること。 |
| 漁業 | 日本標準産業分類（平成25年10月改定　平成26年４月１日施行）大分類B「漁業」に分類さる事業者であること。 |
| 製造業 | 原材料等を加工することによって製品の製造を行う事業者であること。 |
| 小売業 | 仕入れた商品を消費者に販売する事業者であること。 |
| 理美容業 | 理容サービス及び美容サービスを提供する事業者であること。 |
| 療術業 | あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復を行う事業者であること。 |
| 砂利採取業 | 砂利採取業を行う事業者であること。 |
| 不動産業 | 不動産業を行う事業者であること。 |
| 技術サービス業 | 測量等を行う事業者であること。 |
| 廃棄物処理業 | 廃棄物を処理等する事業者であること。 |

（注）日本標準産業分類（平成25年10月改定　平成26年４月１日施行）による。